



## 公告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による講習を次のとおり実施する。

平成15年6月1日

長野県知事 田中康夫

### 1 日時及び会場

別表のとおりとする。

### 2 講習対象者

消防法第13条の23に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者とし、講習区分ごとの対象者は、次の表のとおりとする。ただし、現に危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者であっても受講することができる。

講習区分	講習の対象となる危険物取扱者
給油取扱所講習	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者
一般（その他）講習	給油取扱所以外の施設において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

### 3 講習科目及び科目ごとの講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

### 4 受講手続

#### (1) 提出期間及び提出書類

受講しようとする者は、別表に定める提出期間内に、危険物取扱者保安講習受講申請書（以下「申請書」という。）を提出すること。

#### (2) 手数料

手数料（4,700円）は、長野県収入証紙により（申請書にはって、消印しないこと。）納付すること。

#### (3) 提出先

長野市大字南長野字幅下692の2（〒380-8570）

社団法人長野県危険物安全協会

電話 026-235-2790

### 5 その他

- (1) 講習当日は、危険物取扱者免状を持参し、受付に提示すること。
- (2) 申請書の用紙の交付請求及び講習についての問い合わせは、地方事務所生活環境課、消防本部（署）、長野県危機管理室危機管理・消防防災課又は社団法人長野県危険物安全協会にすること。

(別表)(1、4関係)

開催日	講習会場	受付時間及び講習時間		申請書提出期間	
		給油取扱所講習	一般(その他)講習		
平成15年	8月5日(火)	飯田市 飯田勤労者福祉センター	受付時間 8:30~9:00 講習時間 9:00~12:00	受付時間 12:30~13:00 講習時間 13:00~16:00	平成15年 6月23日(月)~ 7月4日(金)
	8月8日(金)	佐久市 佐久合同庁舎			
	8月19日(火)	上田市 上田創造館			
	8月22日(金)	諏訪市 諏訪合同庁舎			
	8月26日(火)	松本市 松本勤労者福祉センター			
	8月28日(木)	長野市 長野県自治会館			
	9月5日(金)	木曾郡日義村 木曾文化公園			
	10月6日(月)	中野市 北信合同庁舎			
	10月14日(火)	松本市 松本勤労者福祉センター			平成15年 9月1日(月)~ 9月12日(金)
	10月17日(金)	伊那市 伊那市総合福祉センター			
	10月24日(金)	大町市 長野建設労働者研修福祉センター			
	10月29日(水)	長野市 長野県自治会館			

危機管理・消防防災課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び数量

安全キャビネット 1台

## (2) 物品等の特質

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成15年6月30日

## (4) 納入場所

飯田食肉衛生検査所

## (5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格

(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 調達物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)  
ア 日時 平成15年6月13日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部管財課

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年6月16日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁本館入札室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

## 5 その他

詳細は入札説明書による。

管財課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

## 1 落札に係る役務

長野県庁舎等清掃作業委託

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

## 3 落札者を決定した日

平成15年3月28日

## 4 落札者の名称及び住所

(1) 名称 株式会社キョウワ・コーポレーション

(2) 住所 福島県郡山市鶴見坦1丁目14番5号

## 5 落札金額

27,300,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告を行った日

平成15年2月13日

管財課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

## 1 申請のあった年月日

平成15年5月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 くらぶDo

## 3 代表者の氏名

富井由美

## 4 主たる事務所の所在地

中野市大字立ヶ花50番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な障害児者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住み慣れた地域で可能な限り当たり前の暮らしができるように、必要な支援を行い、その実践を通して誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会作りに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリしののいA区画

長野市篠ノ井布施五明587ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年3月1日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,817平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 駐車場の収容台数     | 429台      |
| (2) 駐輪場の収容台数     | 39台       |
| (3) 荷さばき施設の面積    | 389平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 84立方メートル  |

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

1	午前 7 時30分から午後11時30分まで
2	
3	午前 7 時30分から午後10時30分まで
4	
5	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 29か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 7 時まで

8 届出年月日

平成15年 5 月21日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成15年 6 月 2 日から平成15年10月 2 日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日  
付け12産振第137号)様式第 8 号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年 6 月 2 日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリしののい B 区画

長野市篠ノ井布施五明628ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)モリキ

長野市大豆島4216

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 3 月 1 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,267平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 429台

(2) 駐輪場の収容台数 13台

(3) 荷さばき施設の面積 120平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 19立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

1	午前 7 時30分から午後11時30分まで
2	
3	午前 7 時30分から午後10時30分まで
4	
5	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 29か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 7 時から午後 7 時まで

8 届出年月日

平成15年 5 月21日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成15年 6 月 2 日から平成15年10月 2 日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日  
付け12産振第137号)様式第 8 号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年 6 月 2 日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)カワチ薬品上田北店

上田市大字秋和字姥石310-5 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)カワチ薬品

栃木県小山市大字卒島1293

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)カワチ薬品

栃木県小山市大字卒島1293

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成16年1月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,891平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 149台
  - (2) 駐輪場の収容台数 50台
  - (3) 荷さばき施設の面積 124平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 49立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時45分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 8か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成15年5月23日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課
- 10 縦覧の期間  
平成15年6月2日から平成15年10月2日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
穂高西ショッピングセンター(本館)  
南安曇郡穂高町大字有明10368-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオン(株)  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株)	午前9時	午後11時
(有)なかや薬局 (株)カワカミ ジャスフオート(株) (株)一真堂メガネ店 (株)ブックバーン 中嶋今朝平	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株)	24時間	
(有)なかや薬局 (株)カワカミ ジャスフオート(株) (株)一真堂メガネ店 (株)ブックバーン 中嶋今朝平	変更前と同じ	変更前と同じ

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
A	午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間
B		変更前と同じ

- 4 変更する年月日  
平成15年6月4日
- 5 届出年月日  
平成15年5月21日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成15年6月2日から平成15年10月2日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

**公告**

飯田市による箱川上平地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年6月2日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年6月3日から6月30日まで

## 3 縦覧の場所

飯田市役所

土地改良課

## 公告

県営大花見地区土地改良事業の変更計画を定めたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

## 1 縦覧に供する書類

県営大花見地区土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年6月3日から6月30日まで

## 3 縦覧の場所

長野市役所

上水内郡信州新町役場

土地改良課

## 公告

県営安原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

## 公告

平成15年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,004.06 <sup>ha</sup>
	土砂流出防備保安林	83.06
千曲川中流(小県郡、上田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,647.48
	土砂流出防備保安林	53.74
千曲川下流(更級郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、更埴市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,786.92
	土砂流出防備保安林	316.92
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,934.74
	土砂流出防備保安林	529.09
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,084.90
	土砂流出防備保安林	775.16

## 1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業

## 2 工事の着手年月日

平成10年9月4日

## 3 工事の完了年月日

平成15年3月28日

土地改良課

## 公告

平成15年5月27日、中信平土地改良区連合の定款変更を認可しました。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

## 公告

東筑摩郡四賀村における県営四賀地区金井換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年5月11日行いました。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

木曾谷 (木曾郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,050.85
	土砂流出防備保安林	268.82
中部山岳南部 (東筑摩郡、南安曇郡、松本市、塩尻市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,728.99
	土砂流出防備保安林	683.29
中部山岳北部 (北安曇郡のうち池田町、松川村、八坂村及び美麻村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	199.30
	土砂流出防備保安林	108.66
姫川 (北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	307.42
	土砂流出防備保安林	68.94
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
下伊那郡上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
東筑摩郡明科町大字光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡波田町字立挾8899ほか2筆	保健保安林	3.42
東筑摩郡坂井村字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
南安曇郡豊科町大字光1214ほか1大字19筆	保健保安林	3.78
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林保全課

## 公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定により、茅野市馬場相本土地区画整理事業について換地処分がありました。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

都市計画課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月2日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

- 許可番号  
平成15年4月23日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-5号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字制札場19-128
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区有楽町1-6-1  
内外汽船株式会社 代表取締役 久米山 弘

## 建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月2日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

## 1 許可番号

平成14年9月4日 長野県上伊那地方事務所指令14上伊地建第29-5号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡飯島町飯島2169-9、2169-28の内、2169-335、2169-345、2169-347

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡飯島町飯島2537

飯島町土地開発公社 理事長 熊崎安二

## 建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月2日

長野県松本地方事務所長 高見沢賢司

## 1(1) 許可番号

平成15年4月16日 長野県指令14建第30-24号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字塩尻町字池ノ入1023-4

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字塩尻町400-15 武居寿明・武居ふき子

## 2(1) 許可番号

平成15年3月20日 長野県指令14建第30-28号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字南穂高576-1、577-1、578-1、579-1、580-1、773-4、773-12、773-13、773-14

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市宮原町3-372

カップ・クリエイト株式会社

代表取締役 荒木操

## 3(1) 許可番号

平成15年4月15日 長野県指令14建第30-32号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字下村1864-3、1865-6

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘高出1775-1 リンピア高出A205

樋口哲也

## 4(1) 許可番号

平成14年10月7日 長野県松本地方事務所指令14松地建第8-7号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡三郷村大字温4079-1、4080、4091-1、4091-2

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡三郷村大字明盛4810-1

三郷村土地開発公社 理事長 西山 毅 司

## 5(1) 許可番号

平成15年4月21日 長野県松本地方事務所指令14松地建第8-16号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東筑摩郡朝日村大字西洗馬字原新田1131、1132、1134、1135-1、1136-2の内、1136-4、1137-3、1143、1144、1145、1146、1147、1148-1、1148-2、1149-2、1154-3

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東筑摩郡朝日村大字小野沢296-5

朝日村長 上條 照夫

## 6(1) 許可番号

平成15年2月21日 長野県松本地方事務所指令14松地建第6-13号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田字均西542-2、544-2、554-7、字中原543-1、543-13、543-14、543地先

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘高出2237-21

有限会社二村不動産 代表取締役 二村 孝一

## 7(1) 許可番号

平成15年4月16日 長野県指令14建第30-27号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字中道649-2

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘野村582-1 小林 勝治

## 建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月2日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

## 1 許可番号

平成14年10月15日 長野県長野地方事務所指令14長地建第19-5号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

更級郡大岡村大字中牧字芦沼北1760-3、1761-7、1766-1、1766-2、1767-1、1769、1770-1、1774-1、1775、1776、1777、1778

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

更級郡大岡村乙287

大岡村長 大平 嘉久雄

## 建築管理課



公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年6月2日

長野県公安委員会

- 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後 正誤式による 考査を行う。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により(申込書によって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会日 開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)	7月23日(水)	午前10時から 午後4時まで	飯田会場	県下一円

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年6月2日

長野県公安委員会

- 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書によって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会日 開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	7月2日(水)	午後1時から 午後4時まで	更埴会場	北 信
	7月9日(水)		茅野会場	南 信
	7月16日(水)		丸子会場	東 信
	7月30日(水)		白田会場	中 信

生活保安課